

第22期第23回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月25日(火) 14時00分から14時40分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 「やまもも」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、小笠原利幸、畠中悠、前田嘉広、蔭山純由、
益本俊郎、中澤芳江(計8名)
- 欠席委員 浦尻和伸、問可証善、石田実、川竹佳子
- 署名委員 小笠原利幸、益本俊郎
- 県出席者 水産振興部 松村部長
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、占部主幹、山本主査、坂本主事
- 4 審議事項
- 第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(固定式刺し網漁業)
- 第2号議案 制限措置の一部変更について(固定式刺し網漁業)
- 第3号議案 高知海区漁業調整委員会会議規則の変更について
- 報告事項
- うなぎ稚魚漁業の許可方針(案)について
- 5 議事内容

飯田事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より第23回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>最初に事務局の方からお詫びがございます。事前の資料の発送でございますが、一部の委員様におきまして、お手元に届くのが昨日になっていました。今後は余裕をもって発送してまいります。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は8名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。</p>
木下会長	<p>皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。</p>
松村部長	<p>みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第23回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、また、大変暑い日が続く中、</p>

本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議案が3件と報告事項1件をお願いしているところでございます。

第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）」と第2号議案の「制限措置の一部変更について（固定式刺し網漁業）」については、田野地区におきまして、いせえび刺し網漁業を新たに許可漁業で導入しようとするものでございます。

第3号議案の「高知海区漁業調整委員会会議規則の変更について」は、県の知事部局の扱いに準じて、本委員会での公印の押印省略について、本委員会会議規則の変更をお諮りするものでございます。

報告事項は「うなぎ稚魚漁業の許可方針（案）について」でございます。本年12月1日に知事許可漁業となります、うなぎ稚魚の漁業許可の方針の案について報告をさせていただきます。第20回の本委員会では許可方針の素案をご報告させていただき、その後、5月31日には内水面漁業、海面漁業、養鰻事業者等の関係者にはその素案をご説明させていただくとともにご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえて、今回、許可方針の案を作成しておりますのでご報告させていただきたいと考えています。なお、この案につきましては、先週開催しました内水面漁場管理委員会でも報告事項で報告させてもらったところです。

それぞれの議案、報告事項の詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分なお審議をよろしく申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、浦尻委員、問可委員、石田委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、小笠原委員と、益本委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

第1号議案漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正及び第2号議案制限措置の一部変更については、改正の内容が重複しておりますので、2つの議案を併せて説明いたします。資料1の1ページ目をお願いします。まず諮問文を朗読いたします。

「5高漁管第367号。令和5年7月20日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様。高知県知事濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について、高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。」

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

今回の内容は、いせえび固定式刺し網漁業を田野地区において、新たに許可漁業で導入することについてお諮りするものです。

まず、資料1の5ページ要望書をご覧ください。固定式刺し網漁業の許可に関する高知県漁協の要望書で、地元の田野地区及び隣接する安田地区で漁業調整が整っていることが確認できます。次に6ページをご覧ください。操業区域が隣接する奈半利地区の奈半利町漁業協同組合の同意書で隣接漁協とも調整が整っていることが確認できます。

次に4ページをお願いします。今回設定しようとする区域につきまして、説明します。田野地区におきましては、1,700メートルのラインまで第3種共同漁業の地びき網の漁業権が設定されていますが、第2種共同漁業権が設定されておらず、現在は、刺し網漁業を操業することができません。そのため、田野地区が有する第3種共同漁業権のうち、一般的に第2種共同漁業権が設定されている距岸1,000メートルまでの区域において、許可漁業で刺し網漁業を操業できるようにするものです。斜線を引いている区域が今回設定しようとしている区域となっています。

次に3ページをお願いします。許可方針の内容になります。枠囲みの中になりますが、漁業種類は、漁獲対象とするいせえびと漁法をあわせて、いせえび固定式刺し網とします。操業区域は先ほど説明した区域で、操業区域7となります。漁業時期は、いせえびの禁漁期間を除く9月16日から4月30日までとします。また、許可すべき船舶等の上限を10とし、漁業を営む者の資格を漁業権者の同意がある者としています。

次に、キの操業区域7をご覧ください。条件としてアに漁具の種類・規模・統数を規定しています。イに船舶の航行に支障をおよぼさないようにレーダー反射器の設置などを条件にしています。

引き続き、資料2の1ページ目をお願いします。「5高漁管第368号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年7月20日。高知県知事濱田省司。」

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、第1号議案の許可方針の改正に伴い、制限措置を変更するものです。2ページ、3ページ

目の告示案を添付していますが、1号議案と重複するため説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（固定式刺し網漁業）」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

第2号議案、「制限措置の一部変更について（固定式刺し網漁業）」は、原案のとおり、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案、「高知海区漁業調整委員会会議規則の変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは、資料3をお手元にご用意お願いいたします。

議題3につきましては、公印の省略についてになります。

資料の1から2ページが高知県海区漁業調整委員会会議規則の変更案となっておりますのでご覧ください。当会議規則は海区委員会会議のルールを定めたもので、2ページをお願いします。第25条に議事録の署名押印の規定がございますが、この押印の規定を削除することをお諮りするものでございます。

次に、3ページをお願いします。

委員会が取り扱う公文書の押印の省略について整理したものでございます。

1の概要のところに記載のありますとおり、知事部局の扱いに準じて公印の押印の省略するよう考えております。

2に知事部局の押印省略の例を記載していますが、許可の申請書類や県

からの許可の通知などの押印や、補助事業の申請書類、交付決定通知の押印省略、国及び地方公共団体間でやりとりする公文書全般の押印を省略しております。

3に委員会での今後の取扱い案としていますが、委員会の通知や行政機関とやりとりする公文書全般、委員会指示に基づく承認の申請や報告等書類、承認通知を省略することとしています。一方、承認証はこれまでどおり、委員会会長印を押印することを継続します。

この取扱いに当たっては、4の参考に記載していますが、高知県海区漁業調整委員会公文書管理規定の第6条に第2条から前条に定めるもののほか、高知県海区漁業調整委員会における公文書の管理に関し、必要な事項については、高知県公文書管理規定の規定の例によるということで、高知県の知事部局の規定が準用されることとなっており、高知県公文書管理規定の第26条のただし書きに、県の機関相互間の公文書、行政機関、団体等に対する軽易な公文書その他文書管理者が公印の押印を要しないと認めた公文書については、公文書の押印を省略することができるとなっております。

この規定に基づいて3に記載しています取扱いとしたいと考えており、こちらは公文書管理規定の変更は必要ありません。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「高知海区漁業調整委員会会議規則の変更について」は、原案のとおり、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり変更を認めます。議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「うなぎ稚魚漁業の許可方針(案)について」、事務局の説明を求めます。

占部主幹

それではうなぎ稚魚漁業の許可方針の案につきまして、ご報告いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

うなぎ稚魚漁業の許可方針につきましては、4月28日の第12回の内水面漁場管理委員会、5月1日の第20回海区漁業調整委員会で許可方針の素案を報告させていただきました。その後、内水面漁業、海面漁協、養鰻の関係者の

皆様にご意見をお聴きする説明会を5月31日に開催したところです。

今回は、いただきましたご意見などを踏まえて、許可方針の案を作成しましたので、本委員会でご報告させていただきます。

まず、資料構成についてご説明します。資料2の1ページから14ページは許可方針の案、15ページから33ページは申請、報告等の様式、34ページはうなぎ稚魚漁業許可までのスケジュール、35ページから36ページのA3資料は前回の許可方針素案からの大きな変更点をまとめた資料となります。

35から36ページのA3の資料で主にご説明させていただきますので、お手元にご準備ください。まず、35ページをご覧ください。

左から1列目は項目、2列目は5月31日時点の許可方針の素案、3列目は今回お示しします許可方針の案となっており、4列目は素案からの大きな変更点及び理由、5列目は備考となっております。

まず、第1条の趣旨及び第2条の適用範囲については変更ありません。

第3条の漁船の制限についてですが、内容に変更はありませんが、漁船登録等の取扱いについてご説明します。備考をご覧ください。特別採捕許可から漁業許可に移行するため、使用する船は漁船登録が必要となり、所有者は本人、使用者は許可を受けた者になります。また、漁業従事者が船舶を使用する場合には、漁船登録をするとともに、申請書類の漁業従事者名簿にも記載していただく必要があります。漁業従事者名簿に記載していない船舶は使用することができません、これについては第5条の条件に記載されている内容となっております。

第4条の許可の有効期間についても変更ありません。

第5条の知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件については制限措置及び条件に記載する内容となっており、これらの内容を違反した場合は漁業法132条違反、特定水産動植物の採捕の禁止が適用され、3年以下、3,000万円以下の罰金が適用されます。

第5第1号の漁業種類は、うなぎ稚魚漁業から漁法を冠した火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業に変更しております。

第2号の操業区域、地区ごとの許可すべき漁業者の数及び漁業従事者の数については、別表1の内容を変更しております。5ページの別表1をご覧ください。素案では、許可数の根拠が令和3年度漁期の実績にしていますが、今回の案では令和4年度漁期の実績に更新しております。13ページをご覧ください。操業区域は45地区から44地区に、許可すべき漁業者の数は116から115に、漁業従事者の数は2501から2477に変更しています。令和4年度漁期では上ノ加江の地区の申請がありませんでしたので、その地区がなくなり、それにより許可すべき漁業者の数、漁業従事者の数が減っております。35ページのA3の資料にお戻りください。

次に第3号の推進機関の馬力数について、変更はありません。

第4号の操業区域について、5ページの別表1をご覧ください。現在、変更はありませんが、今後、記載内容が変更します。操業区域44地区は特別採捕許可の区域を基本的に踏襲しますが、現在、区域の明確化のため、基点の確認及び区域の記載表現等を見直しを行っています。35ページのA3の資料にお戻りください。

第5号の漁業時期について、前回の素案では関係者のご意見を聞いた上で、検討することとしていました。今回、許可方針の案では漁業時期を1月1日から3月31日とし、期間を90日とすることとします。この理由については、近年は採捕盛期が2月から3月と遅くなる傾向があり、また、11月から12月はあゆ仔魚が混獲されるため、漁期を遅めに設定する必要があると考えております。一方、養殖用種苗を一定確保するためには、漁期に闇夜の大潮を3回入れて、効率的な採捕が必要と考えておりますが、資源管理の必要性から採捕期間90日も全国と比較して短い期間としております。また、内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者で組織する団体から、時期を1月1日から3月31日とし、期間を90日とするように要望がありました。県としましては、うなぎ資源保護の観点、全国の状況、要望等を踏まえて、漁期を1月1日から3月31日、期間を90日としたいと考えています。

第6号の許可等の条件について、ここは許可証の条件に記載される内容となります。変更点について、ご説明します。オは漁業従事者一人につき使用する漁具は一式と記載されていましたが、5月31日の説明会で「一式」とは？という質問がありましたので、集魚灯1個、すくい網1本と明記しております。予備の漁具については、個数の制限はありません。

クについて、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならないを追記しました。これについては特別採捕許可で誓約書を提出してもらっていた内容で、条件に記載するようにしました。

ケについて、これについては変更ありませんが、県として整理を行いましたので、ご説明させていただきます。この条件は船舶を使用して採捕する場合は漁業従事者名簿に従事者ごとに記載された使用船舶に乗船しなければならないと記載されております。この条件は、漁業従事者以外の者が乗船し、違反しているとの情報あり、漁業秩序の維持を図るためのものです。5月31日の説明会では一人で乗船すると安全面に不安があるので、それを配慮して欲しいとのご意見がありました。しかしながら、漁業従事者が乗り合わせて採捕することは可能であることから、県としては漁業従事者が乗船する漁船は漁業従事者名簿に記載されたものであり、漁業従事者以外の乗船は認めない方針とすることにしました。なお、安全面に不安がある場合には、漁船登録した船舶を漁業従事者名簿に記載していただき、漁業従事者が乗り合わせて採捕していただきたいと考えております。

第7号の漁業を営む者の資格については変更ありません。

次の 36 ページをご覧ください。第 6 条の採捕量の上限について、前回の素案では関係者のご意見を聞いた上で、検討することとしていました。今回、許可方針の案では県内の採捕量の上限をうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年 11 月 1 日時点におけるうなぎ稚魚の池入割当量の合計とすることとしています。県内のうなぎ稚魚の採捕量がこの上限に達すると知事が認めて指示した日以降はうなぎ稚魚の採捕を行うことができません。

県内の上限設定については、県内河川におけるうなぎ資源の現状からうなぎ稚魚の採捕量に上限を設定する必要があります。また、国際合意に基づき養鰻事業者の池入れ数量に上限が設定されており、本県のうなぎ稚魚の池入割当量は 600.3 キログラムとなっております。国際的に進める資源管理の枠組みに添った取り組みとするため、本県での採捕量上限を県内の池入割当量と同数にすることとしました。なお、内水面漁協、海面漁協、養鰻事業者で組織する団体からも本県での採捕量上限を県内の池入割当量と同数に設定するように要望があり、こうしたことも関係者の要望として県として重く受け止めています。県内の採捕量の上限については、その数値を管理課のホームページに許可方針と一緒に掲載し、許可申請の説明会でも周知していく予定です。また、許可証の条件にも記載します。

採捕停止の手順については、知事が指定した日、採捕停止日は公示するとともに、ホームページに掲載し、関係者に周知します。この手順はくろまぐろの採捕停止と同様な手順となっております。

全国の上限については、第 3 項で水産庁が要請した場合には県がうなぎ稚魚の採捕停止できるよう規定を設けており、これは水産庁の技術的助言に従ったものとなります。

第 7 条の報告義務について、期間ごとの採捕量、集荷量、販売量等を期日内に報告してもらうこととなっており、この報告徴収を漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく報告徴収とすることを追記しました。これに違反した場合は漁業法 193 条により 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が適用されます。5 月 31 日の説明会では、資源管理を徹底するため、報告義務に罰則を入れて、許可を受ける者が確実に報告する体制をつくるべきとの意見がありました。また、水産庁の技術的助言でも、漁業法 176 条に基づく報告徴収とすることを検討とのこともあり、漁業法に基づく報告徴収となるように追記しました。

第 8 条の許可申請等の申請、第 9 条の許可の基準は大きな変更がありません。

第 10 条の集出荷体制について、第 2 項では集出荷体制の届出や集出荷者名簿を県に提出することを追記しております。これは、暴力団排除及び流通適正化法を見据えての取り組みとなっております。第 4 項では許可を受けようとする者は集出荷する者が暴力団等でないことを県に誓約することを追記しております。これも暴力団排除への取組となっております。

第11条の漁業従事者について、第1項に漁業従事者の定義づけを追記しております。うなぎ稚魚採捕を行う者を漁業従事者とし、許可を受けた者自らが採捕する場合も含むものとしております。第4項では許可を受けようとする者は漁業従事者が暴力団等でないことを県に誓約することを追記しております。これも暴力団排除への取組となっております。

許可を受ける者と漁業従事者との関係性を明確することについては、許可を受けた者は漁業従事者と雇用契約や誓約又は契約などを行い、採捕に関する事項として、違法採捕の禁止、暴力団の排除、許可する者が認めた者、場所にうなぎ稚魚を持って行く等を決めておく必要があると考えております。県には漁業従事者名簿及び漁業従事者が暴力団等でないことの誓約書を提出していただきますが、別途、許可を受けた者と漁業従事者との誓約書又は契約書などで、しっかりと許可を受けた者と漁業従事者との関係を明確化し、暴力団関係者の排除及び適切な操業が行われるように漁業従事者を指導・監督していただくこととなります。

第12条の許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割当てについては変更ありません。以上、許可方針素案からの大きな変更点について、ご説明させていただきました。

最後に、34ページのスケジュールをご覧ください。前回4月から5月に許可方針の素案を海区及び内水面の委員会でご報告させていただきました。5月31日には関係者にこの素案をご説明し、ご意見をいただきました。そして、その意見を踏まえて、今回の許可方針の案を作成し、本日、本委員会でご報告させていただいております。また、7月25日には海区の委員会でもこの許可方針の案を報告する予定となっております。

さらに、8月1日には関係者への説明会を開催し、許可方針の案を説明し、ご意見をもらう予定としております。なお、パブリックコメントも行い、これらのご意見を踏まえて、許可方針、許可基準、制限措置の案を作成しまして、9月頃に海区と内水面の委員会に諮問させていただきます。答申後、許可方針、許可基準、制限措置を策定し、申請期間内に許可の申請を受け付けるのがれとなります。

以上、ご説明を終わります。

木下会長

今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本委員

許可する数を各地域ごとに決めており、許可を受けるには漁業権者の同意が必要ということですが、例えば、許可数2のところ漁業権者が3人に同意をするという場合は優先順位を決めるということか。

浜渦課長

以前お示しさせていただきましたとおり、許可の基準を作成し、そこで

優先順位をつけて、許可の順番を決めるということになります。

澳本委員

漁業権者に従事者の名簿は示さなくてもいいのか。

浜渦課長

許可申請の際には漁業従事者の名簿を提出していただく形になります。

澳本委員

それは漁業権者にみえるということでもいいのか。

浜渦課長

申請以前に漁業権区域の漁協さんと許可をとろうとする方との調整については、我々がどうこうということはないので、そこはお互いが話し合う中で、どのような形でやるのかご協議いただければと思います。

澳本委員

漁船登録に漁業を追加しないといけないということですが、従事者になるか、ならないかわからんということでも受付するのか。

浜渦課長

スケジュールにあるとおり、最終的に委員会に諮問させていただき、答申を受けまして、許可方針、許可基準、制限措置が固まった段階で、説明会を開催したいと考えています。そこで内容が固まりますので、10月位から漁船登録の変更を受け付けていこうかと考えています。

木下会長

他にありませんか。

木下会長

他にないようですので報告事項を終わります。

それでは、第23回高知海区漁業調整委員会を閉会します。次回の委員会は8月18日に高知城ホールで行うこととなっていますのでよろしくお願い致します。

本書は、第22期第23回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 小笠原利幸

議事録署名委員 益本 俊郎